

令和3年第2回安城市議会定例会請願文書表

令和3年6月4日

番 号	請 願 第 1 9 号	受理年月日	令和3年5月13日
件 名	安城市議会議員政治倫理条例に法令遵守の条文を追加することを求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
付 託 委 員 会	議会運営委員会		
要 旨	請願の趣旨 地方議員の法令遵守は、大きく2つに分けることができると考えます。 1つは、地方議員が地方自治法や刑法等に定められている禁止行為を行ったり、行うべきことを行わなかった場合であり（これらは裁判という形で表れる）、もう1つは、裁判にまではならないが、あるべき地方議員の行為規範から外れる場合です。前者は社会が成り立つための最低限のルールからの視点であり、ルール破りとなって現れます。後者は、あるべき姿、あるべき高みからの視点であり、特に後者は現在の議会運営において細部にわたり多くの問題をみることができます。 安城市議会において、上記2つの視点から、なぜ多くの法令遵守の不徹底がまかり通るのかと考えると、その原因の1つとして議会の条例（議会基本条例、議員政治倫理条例）に法令遵守の条文がないことが挙げられます。 議員の法令遵守はあまりに当然なこととして、あえて条文化していないとも考えられます。 永田敦史議員の3月10日の動議や、3月16日の総務企画常任委員会における委員外議員の無制限な質問を見ても、憲法に明記されている「言論・表現の自由」すら認識を持たず、その他法令等においても不当なことを独自の判断で正当化し、それらについて、議会は法的根拠等を明らかにすることなく議決及び容認してきました。 このような現状から、議会の条例に法令遵守の条文が必要と考えます。 請願事項に現在の議員政治倫理条例の改正案を岡崎市、豊田市、知立市の例を参考に示します。 請願事項 安城市議会議員政治倫理条例に、以下の改正案にアンダーラインで示した条文の追加を請願します。 現行…（政治倫理基準の遵守）第3条：議員は、次に掲げる政治倫理基準（以下「政治倫理基準という。」）を遵守しなければならない。 改正案…（政治倫理基準の遵守）第3条：議員は、<u>地方自治法、その他公職にある者に対して適用される法令のほか、社会規範及び次に掲げる政治倫理基準</u>（以下「政治倫理基準という。」）を遵守しなければならない。 ※追記…請願者は、特に議員政治倫理条例は廃止するべきと考えることから、上記改正案を議会基本条例第17条2項に記しても良いと考えます。		